

消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会開催要綱

(開催)

第1条 消防庁消防・救急課（以下「消防・救急課」という。）は、「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(目的)

第2条 消防分野においても、女性の力を最大限に活用して組織の活性化を推進するための環境整備が重要課題であり、女性職員の更なる活躍に向けた取組を強化していく必要があることから、各消防本部の実態を調査するとともに、女性職員が生き生きと職務に従事できる職場環境づくりを、ソフト・ハード両面から支援する方策を検討することを目的とする。

(検討項目)

第3条 検討会では主に次に掲げる項目について検討する。

- (1) 性別にかかわらず能力や意欲に応じて職責が与えられる職場環境
- (2) 女性職員が活躍できる職域等
- (3) 仕事と家庭を両立し働き続けられる職場環境
- (4) 女性職員が希望の持てるキャリアパスとロールモデル
- (5) 女性職員のための執務環境（ハード面）整備の推進
- (6) 消防分野における女性職員の活躍推進に関する理解と意識の醸成

(検討会)

第4条 検討会の座長及びその他の委員は、消防庁長官が委嘱する学識経験者、地方公共団体の消防関係者等をもって構成する。

- 2 座長は検討会を代表し会務を統括する。
- 3 座長に事故がある時は座長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 検討会には委員の代理者の出席を認める。
- 5 座長は特に必要があると認めたときは委員以外の者を検討会に出席させることができる。
- 6 検討会は原則公開・公表とするが、特段の理由がある場合には委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は検討会の運営期間とする。

(庶務)

第6条 検討会に係る庶務は消防・救急課が処理をする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月23日から施行する。